

福島県環境創造センターの安全管理について(案)

平成 26 年 2 月 7 日
環境創造センター整備推進室

○ 基本方針

安全管理の対象分野
安全管理で定める事項

○ 組織・体制

安全管理の役割と分担
統括安全管理推進者(仮称)
安全管理体制のイメージ

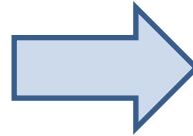
○ 具体例

福島県環境創造センターの安全管理に係る共通のルール
規程体系のイメージ
防火管理(例)
放射性物質・汚染土壌の取扱い(例)
排水・廃棄物等の管理(例)
異常発生時のフロー(例)
安全管理に関する情報の公開(例)

安全管理の対象分野

安全管理によって守る対象者

- ・ 来館者
- ・ 周辺住民、周辺企業
- ・ センター職員



特に弱者への心配り

安全管理の対象分野

- ・ 放射性物質・汚染土壌
- ・ 火災・消防
- ・ 排水、廃棄物等（周辺環境の保全）
- ・ 薬品（化学薬品）・高圧ガス
- ・ 安全衛生
- ・ 警備・セキュリティー



法令等に基づく
規程の整備

安全管理で定める事項

安全管理のためには、以下が必要
『発生の未然防止』
『万一の発生時における的確な対応』

- そのための組織と措置を明確に規程化
- ・ 管理者等の責務
 - ・ 管理体制
 - ・ 調整・協議のための会議体
 - ・ 地元市町、外部（第3者）の助言等
 - ・ 予防のための措置（職場環境の整備等）
 - ・ 巡視点検・環境測定等
 - ・ 異常時の措置（子供・高齢者等に配慮）
 - ・ 通報連絡
 - ・ 研修・訓練
 - ・ 情報の公開

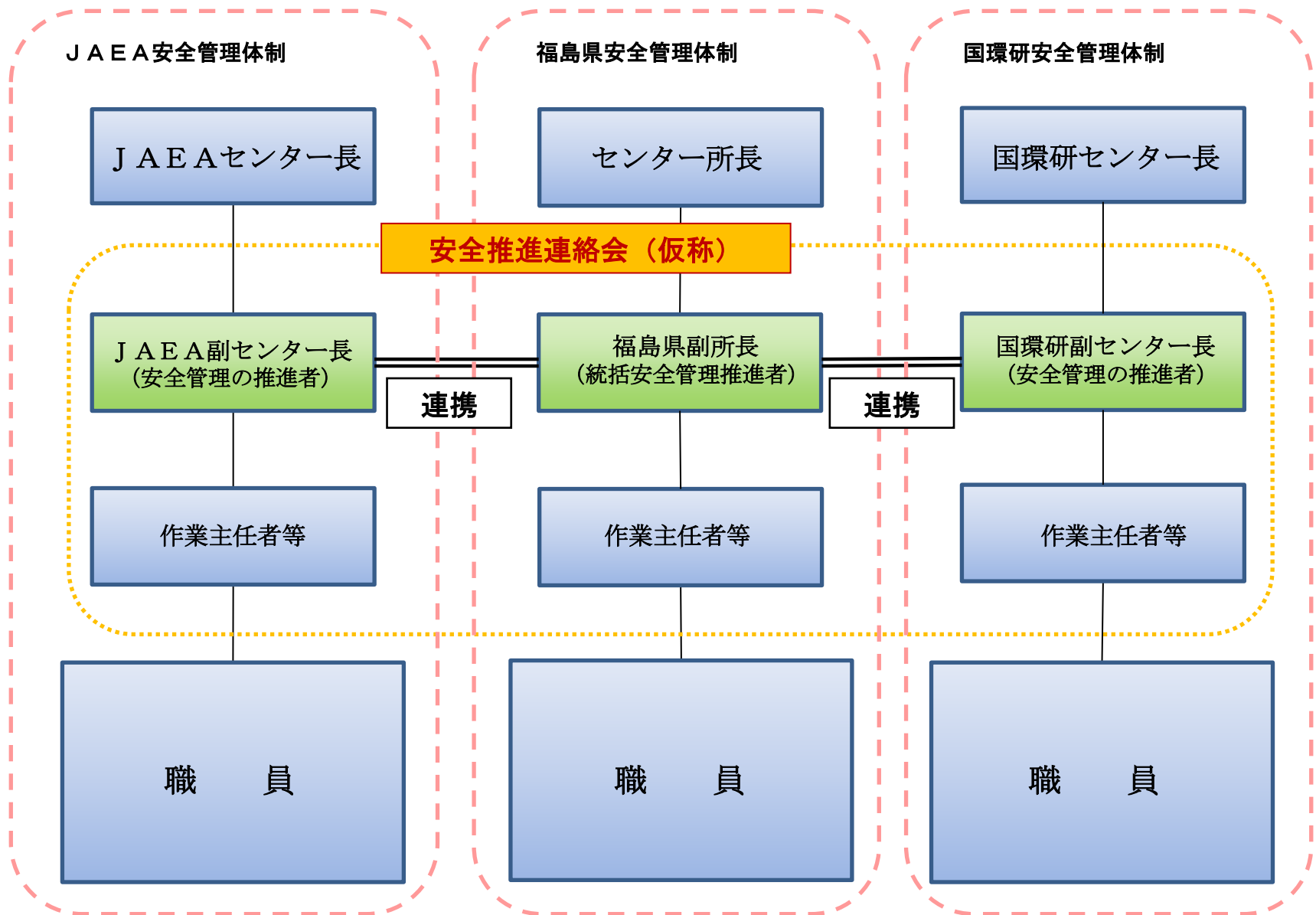
安全管理の役割と分担

- 安全管理については、福島県、JAEA、国環研（以下、「3者」という。）が法令等の要求に従い、それぞれの責任により行うことが基本であり、各機関における安全管理の責任者が対応することとなる。
- 福島県環境創造センター施設全体での安全管理については、共通のルールを定める。
- 3者間の協定等によって定められた安全に関する権限に基づき、センター全体の安全管理に係る事項を管理する統括安全管理推進者（仮称）を選任する。（福島県センター副所長を想定）
- 各組織の安全管理の責任者と実務面を担当する作業主任者（法令で定める主任者など）による安全推進連絡会（仮称）を設置し、福島県環境創造センターの安全に関する調整・維持及び改善のため、定期的または必要のつど協議を行う体制を作る。
- 安全管理に関して外部に連絡する事態が生じた場合、センター所長が関係各所に連絡する。（センターの説明責任を担う。）

統括安全管理推進者(仮称)

- 統括安全管理推進者(仮称)は県の安全管理の推進者(福島県センター副所長を想定)が務める。
- 3者間の協定等によって定められた安全に関する権限に基づき、センター全体の安全管理を所掌する。
- 3者の連絡会をとりまとめ、安全に関する連携を図る。
- 役割
 - －3者の安全管理の推進者との協議・調整
 - －センター所長への安全に関する助言
 - －安全に関する企画・安全意識の向上
 - －緊急時の司令塔
 - －安全に関する規程類のレビュー
 - －研修・訓練の実施

安全管理体制のイメージ



福島県環境創造センターの安全管理に係る共通のルール

安全管理については、各機関が法令等の要求に従い、それぞれの責任により行うことが基本となる。

各組織の実績のあるルールに従い作業を行う。

- ・放射線管理
- ・薬品管理
- ・高圧ガス管理

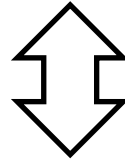
など

ただし、福島県環境創造センターの安全管理に係る共通のルールも必要

- 
- ・ 管理者等の責務
 - ・ 管理体制
 - ・ 調整・協議のための会議体
 - ・ 地元市町、外部(第3者)の助言等
 - ・ 予防のための措置(職場環境の整備等)
 - ・ 巡視点検・環境測定等
 - ・ 異常時の措置(子供・高齢者等に配慮)
 - ・ 通報連絡
 - ・ 研修・訓練

規程体系のイメージ

法令等に基づく安全管理のルール



それぞれの組織が規程を整備

センターが統一的な規程を整備

防火

- ・火気使用
- ・自主点検
- ・自衛消防
- ・震災対応
- ・訓練
- ・設備

警備・
セキュリティ

- ・警備
- ・避難誘導
- ・巡回

薬品・高圧ガス

- ・毒劇物
- ・特定化学物質
- ・有機溶剤
- ・危険物
- ・ガスボンベ
- ・設備

放射性物質・汚染土壌

- ・エリア設定
- ・取扱い
- ・排水
- ・排気
- ・廃棄物
- ・保管

緊急時対応

- ・連絡体制
- ・訓練
- ・連絡事象

※ 管理の一例

防火管理(例)

- 管理者等の責務
- 管理体制
- 委員会
- 予防管理対策
- 火災予防措置
- 検査・点検
- 自衛消防活動
- 震災対策
- 研修・訓練
- 通報連絡

防火管理（骨子案）（防火管理規程、消防計画）				
項目（章立て）	項目（案見出し）	規定内容	運用	参考案文
総則	① 目的 ② 諸規定との関係 ③ 適用の範囲	① 防火管理業務に関する必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図る。 ② 防火管理業務について必要なことは、別に定めのある場合を除くほか、この計画の定めによる。 ③ センターに勤務し若しくは、居住し又は出入りするすべての者に適用するものとする。	④ 安全管理、放射線管理、薬品管理、ガス管理などとの整合性を確保する必要がある。	
防火管理者	① 防火管理者及び事務局 ② 防火管理者の権限及び業務 ③ 消防機関への報告等	① 防火管理者は、（管理的又は監督的な地位）にある者を充てるものとし、この事務局を（センター）におき、計画実施に関する事務を行う。 ② 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、業務を行わなければならない。 ③ 防火管理者は、防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、業務を行う。		④ 令第一條の二～第二條の三、規則第四條 ⑤ 令第四條
防火管理委員会	① 防火管理委員会	① 防火管理委員会を設置し、委員長には所長を、副委員長には防火管理者を、委員には、委員長が指名する者とする。 ② 委員会の事務局は、（センター）のもとにおく。 ③ 委員会の開催は、定例会及び臨時会とし、定例会は（〇〇）月及び（〇〇）月に、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。 ④ 委員会は、次の基本的な事項について審議する。 (1) 消防計画の作成及び変更に関すること。 (2) 通報避難、消火の訓練の実施に関すること。 (3) 建築物の構造及び避難施設並びに消防設備等の維持管理に関すること。 (4) 自衛消防組織の設置及び整備に関すること。 (5) 火災、地震その他の災害発生時における隣接事業所との応援協定に関すること。 (6) 消防施設の改善及び強化に関すること。 (7) 火災予防上必要な教育に関すること。 (8) その他防火管理に必要な事項。		
予防管理対策	① 予防管理組織 ② 防火担当責任者の業務 ③ 火元責任者の業務 ④ 点検検査 ⑤ 点検検査員の業務 ⑥ 市道員（警備員）の業務	① 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各棟又は一定区域ごとに防火担当責任者を、各部屋又は一定場所ごとに火元責任者を定める。 ② 火元責任者に対する業務の指導及び監督 ③ 担当区域内の火気管理や建築物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防設備等の日常の維持管理。 ④ 建築物及び消防設備等、避難施設その他火気使用施設等について、適正な管理と機能保持のため、定期に点検検査を実施するものとし、各点検検査員を指名する。 ⑤ 建築物等の点検検査、火気使用施設点検検査、電気機械設備点検検査、危険物施設等の点検検査を行う。 ⑥ 市道員（警備員）は、社内規程に基づき定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を市道（〇〇〇〇）日誌に記録し、防火管理者に報告する。		⑥ 法第八條の二の二第一項

来館者・見学者の避難・誘導も記載
 （特に、子供、老人、体の不自由な方への配慮
 ⇒バリアフリー、誘導表示、誘導者の配置など）

放射性物質・汚染土壌の取扱い(1) (例)

放射性物質に汚染された土壌などの取扱いについて



- 汚染土壌などは、放射性物質汚染対処特措法に従い管理を行う。
- それに加え、放射性物質の特性に配慮し放射線障害防止法に基づく管理と同等の管理を行う。
- 放射線取扱主任者を選任し、放射線に関する管理を責任を持って行わせる。
- あらかじめ放射性物質・汚染土壌などを取り扱うエリアを設定する。
- 研究者の被ばく管理を行う。

放射性物質・汚染土壌の取扱い(2) (例)

見学者・研修者の万一の被ばくも起こさない



- 本館・研究棟では、汚染土壌などの試料は施設を汚染させないように、容器に入れるなどして持ち運ぶ。
- 本館・研究棟においては、放射性物質に汚染された物の管理を適切に行う。
- 交流棟の空気中の粉じん測定や本館・研究棟内の床のスミアなどを行い、放射性物質の汚染がないことを定期的に確認する。
- 本館・研究棟においては、適切な見学エリアとルートを設定する。(案内人の配置)

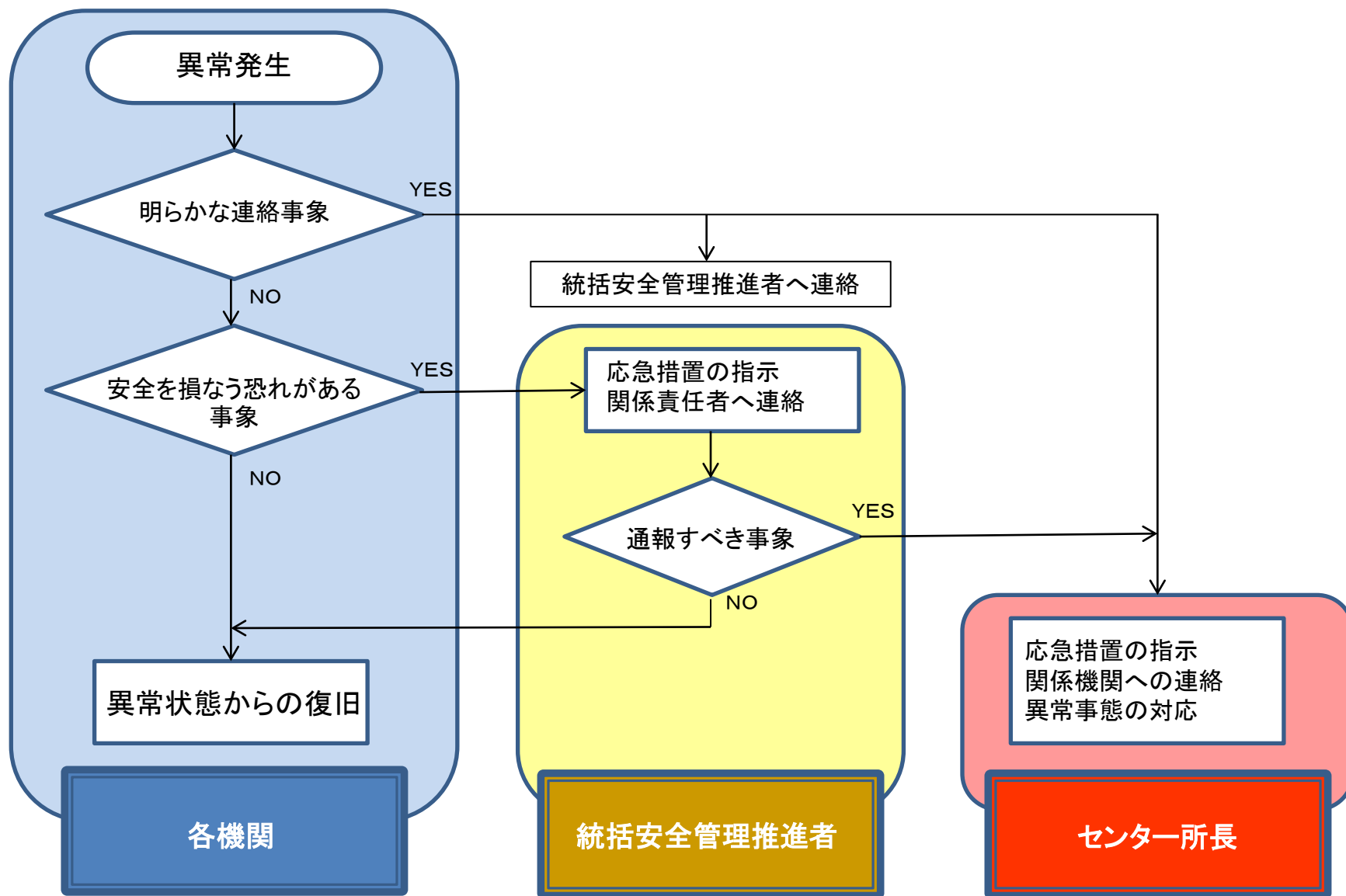
排水・廃棄物等の管理（例）

施設外へ影響を及ぼさない



- 実験に伴う排水は、性状に応じて適切に処理し排水する。
- 廃試薬、薬品が付着した実験器具の共洗い排水などは、その性状に応じ、廃油、廃酸、廃アルカリなどの産業廃棄物として別途適正に処理する。
- 研究に伴い発生する廃棄物は、その性状に応じて適切に分別・保管し、産業廃棄物等として適正に処理する。
- 施設外の汚染が無いことを定期的に確認する。

異常発生時の対応フロー(例)



安全管理に関する情報の公開（例）

地域住民をはじめ、広く県民の皆様に放射性物質・汚染土壌の取扱いや排水・廃棄物等の処理など安全管理に関する取組を積極的に公開する。



- 地域住民をはじめ、広く県民の皆様を対象とした施設の見学会等を開催する。
- 施設内の空間線量率や定期的に実施する排水検査の結果を的確に公表する。
- 環境創造センターで実施するモニタリング、調査・研究の内容、安全管理の取組内容等について、パンフレット・年報等により、随時公表する。